

内航海運業法に基づく変更登録・軽微変更届出等必要書類一覧表

[illegible]

△→船員を配乗する者のみ ▲→登録内容と異なる場合のみ ■→内航貨物定期航路事業を行う者のみ ◇→船舶所有者のみ ☆→船舶登録事項証明書がない場合のみ ※→重量トン数変更の場合のみ

*1 「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化手続き」での提出の場合不要

*2 局間連絡に必要な書類 (OW局→OP局)

*3 新造・改造の報告については平成19年9月27日付 事務連絡「新造船・改造船完成報告の取扱いについて」を参照のこと

*4 内航運送約款設定届出書(事前)

*5 内航運送約款變更届出書(事前)

*6 事業を休止してから、30日以内に行うこと。変更登録申請も併せて提出。使用船舶に係る登録事項証明書(抹消)及び売買契約書等を添付すること。

*7 事業を廃止してから、30日以内に行うこと。使用船舶に係る登録事項証明書(抹消)及び売買契約書等を添付すること。

*8 別表1

*9 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行わせること。

*10 「船舶管理業の財産的基礎の具体的基及び申請手続きについて（令和4年3月28日付国海内第323号）」 3. (1) ①～③による審査を受ける場合に提出させること。

*11 令和4年4月1日から令和4年6月30日までに行わせること。

*12 船舶管理契約に基づく契約形態に限る。